しあわせ丸森暮らし応援事業補助金のご案内

こちらの補助金に関するお問い合わせ→ <u>子育て定住推進課 定住推進班</u> TEL:0224-51-9905 2024.4.1 ~

補助の対象世帯及び条件

対象世帯(前提条件)

申請日現在において、申請者またはその配偶者が45**歳未満**で以下のいずれかに該当する世帯であること

夫婦世帯……申請者またはその配偶者が45歳未満の世帯

子育て世帯……中学生以下の子ども(同居)を扶養している世帯

新規転入世帯…2年以上丸森町外に居住していた世帯で、

町内に転入後、 1年未満またはこれから丸森町に転入する世帯

その他の条件

丸森町に定住する意思があること

市町村民税等の滞納が無いこと

上記以外に補助金ごとに追加の条件があります。

1. 住宅取得奨励事業

基本補助金 (補助対象経費の1/20) 限度額 **10**0万円 加算補助金

該当する場合に補助対象経費の1/40以内で加算されます。

- ・子育て世帯加算 限度額50万円
- ・新規転入世帯加算 限度額50万円
- ·町内業者等加算 限度額50万円

土地を取得する場合に土地取得経費の1/3以内で加算されます。

·土地取得加算 限度額50万円

申請日前2年以内に取得した土地が対象です。(3親等以内の親族が所有する土地を除く)

土地取得に係る金額が明らかにできる場合に限ります。

その他条件等

町内に定住の意思があること

(補助金受領後、5**年以内**に転出すると補助金返還となります)

必ず<mark>工事着手前</mark>に申請すること

<u>申請と工事着手が同年度内</u>であること

申請者が、過去に同様の補助(**国・県・丸森町を含む市町村からのもの**) を受けていないこと

丸森町住宅再建促進事業補助金を受けていないこと

別補助金の対象となる経費は、補助対象経費から除く



2. 住宅リフォーム支援事業

基本補助金(補助対象経費の1/6) 限度額50万円 加算補助金

該当する場合に補助対象経費の1/6以内で加算されます。

·町内業者等加算 限度額50万円

例:経費360万円の場合(基本補助金:限度額、町内業者加算:1/6)

基本補助金 3,600,000×1/6= 600,000 > 500,000 … 500,000

+町内業者等加算 3,600,000×1/6 = 600,000 > 500,000 ... 500,000

補助金計 … 1,000,000円

その他条件等

申請者または3親等以内の親族が所有する住宅で、申請者が居住するための住宅のリフォームであること

住宅機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等であること。 増改築・リフォームの面積が10㎡を超える場合、建築確認が必要となることが ありますので、建築業者にご確認ください。

外壁の塗装のみ、内装の張替えのみ等は対象になりません。

リフォーム経費が200万円以上(税抜き)であること

町内に定住の意思があること

(補助金受領後、5**年以内**に転出すると補助金返還となります)

必ず工事着手前に申請すること

<u>申請と工事着手が同年度内</u>であること

今回申請する補助金以外に公共機関(国・県・丸森町を含む市町村)から補助を 受けた住宅ではないこと

3.新生活応援事業

補助金

· 入居時補助金 5 万円

·家賃補助金 限度額 5 万円

(民間賃貸住宅家賃1か月分、

ただし住宅手当等を差し引いた額)



例:月額家賃6万円(住宅手当15,000円の場合)

<u>入居時補助金 50,000 +家賃補助金 45,000 (60,000-15,000)</u>

補助金計 … 95,000円

対象・条件等

町内の民間賃貸住宅に新たに入居する方

申請者自身が賃貸借契約を締結して居住する民間賃貸住宅が対象です。

町営・県営住宅、社宅等は対象外です。

勤務先からの住宅手当額を控除した額が対象です。

町内に定住の意思があること

(補助金を受け取った日から**3年以内**に転出すると補助金返還となります)

賃貸借契約に基づいて入居し、1か月分の家賃を支払後、速やかに申請すること